

総合評価方式の一部改正について

令和5年5月31日
亘理町財政課

本町で実施しております『総合評価方式』による入札について令和5年度より内容の一部を改正いたします。

記

主な改正点について

今回の主な改正点については下記のとおりです。

- 価格以外の評価項目の変更
- 低入札価格調査様式の追加
- 評価項目資料の変更及び事後提出への変更

評価項目の変更点

新たな評価項目の追加や評価項目の内容を一部修正することにより、更なる点数取得の機会創出を目的としております。

低入札価格調査様式の追加

調査手続きの明確化を目的として新たな様式を定めるものです。

評価項目資料の変更及び事後提出への変更

入札参加者の事務手続きの軽減を目的として提出する資料を簡素化いたしました。また、評価項目資料（価格以外の評価に係る資料）の根拠資料について、入札開札前に提出いただいておりますが、入札開札後、落札候補者に限定し、評価項目資料について提出いただくよう変更いたします。

手続きの流れ	
改正後	改正前
申請書提出 (1) 入札参加申請書 (2) 評価項目総括表 (3) <u>価格以外の評価に関する調書</u>	申請書提出 (1) 入札参加申請書 (2) 評価項目総括表 (3) 企業の施工能力に関する調書 (4) 配置予定の技術者に関する調書 (5) 地域貢献に関する調書 (6) 社会貢献に関する調書
入札開札	入札開札
評価（価格と価格以外）	評価（価格と価格以外）
<u>価格以外の評価に係る根拠資料提出</u> 低入札価格調査の有無報告	低入札価格調査の有無報告